

1 議 事 日 程 (第2号)

(令和8年第4回久山町議会6月定例会)

令和8年6月3日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである (10名)

1 番	清 永 義 弘	2 番	城 戸 利 廣
3 番	永 松 節 子	4 番	佐 伯 勝 宣
5 番	只 松 秀 喜	6 番	荒 卷 時 雄
7 番	阿 部 恒 久	8 番	津 原 健太郎
9 番	阿 部 昭 徳	10 番	山 野 久 生

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 会議録署名議員

6 番	荒 卷 時 雄	7 番	阿 部 恒 久
-----	---------	-----	---------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (14名)

町 長	西 村 勝	副 町 長	中 原 三千代
教 育 長	重 松 宏 明	総 務 課 長	久 芳 浩 二
経営デザイン課長	有 泉 紘 子	税 務 課 長	阿 部 哲 也
町民生活課長	井 上 英 貴	健 康 課 長	山 本 恵理子
福 祉 課 長	今 村 春 美	都市整備課長	亀 井 玲 子
産業振興課長	阿 部 桂 介	会 計 管 理 者	横 山 正 利
教 育 課 長	安 部 憲一郎	上下水道課長	平 尾 勇

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 (2名)

議会事務局書記	淀 川 裕 和	町民生活課主査	阿 部 悠 理
---------	---------	---------	---------

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前9時30分

○議長（山野久生君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（山野久生君） 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許可します。

3番永松節子議員、発言を許可します。

永松節子議員。

○3番（永松節子君） おはようございます。議席番号3番永松節子です。

どうぞよろしくお願いいたします。

一つ目の質問は、小・中学校における生理用品の設置状況についてです。

近年、全国の公立小・中学校における生理用品設置は、生理の貧困対策やジェンダー平等の観点からも急速に進んでおり、トイレへ設置する取り組みも増えてきております。女子トイレに返却不要の生理用品を常備することは、教育の場として児童・生徒が安心して過ごせる環境を保障することと考えます。

①小・中学校における生理用品の現在の対応状況および利用状況をお伺いします。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 教育長の方から回答させます。

○議長（山野久生君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） ありがとうございます。

本町では生理用品につきましては、学校で購入したものを保健室で常備し、生徒から相談、申し出があった際に渡すようにしております。児童・生徒も必要なときは保健室でもらえるということを知っておりますので、必要な子は普通に取りに来ているそうです。返却不要としています。利用度は月に1人か2人ぐらいたそうです。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 永松議員。

○3番（永松節子君） 保健室での対応ということですので、忘れたりしたり保健室まで行って申し出た児童・生徒のみが利用しているという状況で、家庭環境によっては毎回もらい

にいかなくてはならない状況であったり、申し出をすること自体にハードルのある子もいるかもしれません。生徒・児童に対して生徒の困り事や不安事などについてのアンケートを行ったり養護教諭との協議等を行われたことはありますでしょうか。

○議長（山野久生君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 久山町では、これまでそういった生理用品の女子トイレへの設置を養護部会としては検討したことはないそうです。ただ、今回議員の方からこういう指摘をいただきまして、養護教諭の方からも聞き取りを行っていますので、一度児童・生徒が安心して過ごせる学校の環境づくりについては今後検討してもらおうというふうに考えております。

以上です。

○議長（山野久生君） 永松議員。

○3番（永松節子君） 現在は教育も行き届いており、性別問わず理解しているとは思いますが、だからこそ知っているのが当たり前になって相談しにくい状況になっているかもしれません。特に担任が男性であると相談しにくさはあるでしょうし、気軽に言えない子もいると考えると、アンケートを行うなどして生徒・児童の気持ちを把握することは大切かと思います。

次の質問に移ります。

福岡県内でも生理用品をトイレへ設置する取り組みを行っている市町村が増えてきておりますが、本町3校の小・中学校の女子トイレへの生理用品設置を検討されたことはありますでしょうか。

○議長（山野久生君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 先ほども申し上げたように、本町の中ではそういった協議はしたことはないということを伺っております。

それで、今回の質問をいただきまして、糟屋地区の状況も少し伺いました。

生理用品のトイレへの設置につきましては、糟屋地区では校内全てのトイレではなく、保健室に近いトイレの数を限定して設置する対応を行ってる学校が数校あるそうです。多くの学校が久山中学校と同じで、常時設置は行っておりません。行っていない理由を伺いますと、本当に困っている生徒ではなく、単に持ってくることを面倒がって持ってこない生徒も生理用品を使用することになって、本当に必要な生徒が使用できないという状況になりかねないということ、また養護教諭として急に生理が始まった子どもの体調管理ができていくということでした。

基本的には生理用品の準備は家庭が主となって管理するもので、学校は生理用品を必要

としたときに、議員がおっしゃられましたように養護教諭に言いやすい、話しやすい、相談しやすい環境をつくるのが大事だと考えております。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 永松議員。

○3番（永松節子君） 今おっしゃられたように、小・中学生は初潮を迎える年代ですが、個人差が大変大きく、いつどこで始まるか分からないことは不安要素の一つです。また、周期も不安定なために必要なときに準備がなかったり、忘れたら保健室までもらいにいけないといけなかったり、かばんから持ち出しにくかったりなど、さまざまな問題やストレスを抱えていると思います。

町が取り組んでいる久山町こども計画においても、久山町の子ども、若者の権利を保障し、健やかな育ちを地域全体で支え合う環境をつくることを目指すとあります。さまざまな理由により入手できなかったり交換できないという子をなくして、誰でも当たり前に使できる環境を整えることは生きる権利の保障であり、不安なく学校生活を送って等しく学べることは育つ権利の保障であると考えます。

成長過程において避けることのできない自然な現象であり、それを女子個人の責任にするのではなく、トイレトペーパーと同じように提供し、全ての児童・生徒が使用できる、不安やストレスなく学校生活を送れるような環境づくりが必要と考えております。ただ、デリケートな課題ですので、まずは試験的に導入してみて、設置後の生徒の声を聞いてみるといったことも必要かもしれません。

現在広がってきているトイレ設置ですが、公共の施設や商業施設では、みんなが見える場所に置いてあることも多いです。ですが、小・中学校においては、ただトイレに置けばいいというものでもなく、プライバシーと尊厳を守ることも必要です。周囲の目を気にせずに、誰でも利用しやすい状態での個室への設置が重要であると考えております。ぜひ個室設置の検討をいただきたいと思います。町として、町長としてのお考えもお伺いしたいと思っております。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） おっしゃってるいろんな観点というのは、私も理解はできています。

それで、まず一方で、こういう話というのはデリケートな話ですので、教育委員会としても先ほど教育長が答えたように学校としっかり連絡を取りながら方針を決めていくということではありますが、一つ私が思うのは、いずれにしろ相談しやすい状況っていうのをまずつくるっていうのが大事じゃないかなと思ってます。それで、なおかつ、その中で子どもさんたちの状況、アンケートをした場合に、優先順位をつけてそういうことを考えてい

くというのは大事なことだと思います。

一方で、本当に限られた中で、実際に今回の問題もそうなんですけど、どこまでが福祉的、教育的とかいろんなもの、これは町全体で線というのがすごく難しいなというふうに思っているところも一方ではあります。例えば実際にそういうニーズが高く、そういうことが必要であるということはやっていかなきゃいけないんですけど、そうすると、全てが行政が負担していくものなのかどうなのか、そうすべきものなのかっていうのは、それは考えていかなきゃいけないということは、やはり優先順位というか、そういうものはあると思います、これは町全般の課題として。ですから、そういうものの物差しをしっかりと考えていくということは必要じゃないかなとは一方で思ってます。

ですから、まずさっき教育委員会の教育長の方が話をしましたように、学校現場、子どもたちの動向、そういうのを見ながら考えていくっていうのが一番大事なかなと思ってます。

以上です。

○議長（山野久生君） 永松議員。

○3番（永松節子君） ぜひ子どもたちの意見を大事にして取り組んでいていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

二つ目の質問は、自転車の交通ルール指導についてです。

令和8年4月の法改正により、16歳以上の自転車違反に青切符が適用されることとなりました。高校生になると、駅やバス停まで自転車を利用する生徒も増えると思います。ですが、免許取得時のように試験を受ける必要もなく、標識の意味や交通ルールを学習する機会が十分ではない中、高校入学後、16歳になった途端にいきなり罰則対象となってしまいます。しかも、青切符対象の違反は100種類以上あります。中学3年生までの間にルールを知り、守るということを習慣づけることが必要と考えます。

①中学生から自転車通学が可能となりますが、過去数年の間で自転車に関わった事故は起こっているのでしょうか。中学生の登下校時における自転車事故の現状をお伺いいたします。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 2番につきましては、教育長の方から回答をいたします。

○議長（山野久生君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 町内中学生の登下校時における自転車事故の状況ですけれども、過去3年間の内訳は、令和5年度に1件、令和6年度は0件、令和7年度は3件となっております。

ります。

令和5年度の1件は、通学途中、自転車に乗った中学生と登校中の小学生が接触するという事案でした。幸い、けがはなかったという報告を受けています。令和7年度の3件に関しましては、一つは上久原公民館近くで障害をよけようとした際、ハンドル、ブレーキ操作を誤って転倒した事案、もう一つはAコープの前の車の進入を防ぐポールにぶつかり転倒する事案、どちらも単独による事故でございました。三つ目は、深井の焼肉ウエスト前信号で歩いて通学していた中学生に高校生が運転する自転車が接触し、中学生が転倒してけがをしたという事案でございます。自転車での事故は過去3年間で4件の報告を受けています。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 永松議員。

○3番（永松節子君） それまでの事故に関してですけれども、その事故の現状などを生徒たちに周知したり指導を行ったりということは、それまでの事故について行っているのでしょうか、お伺いします。

○議長（山野久生君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 起こった事故に関しては、こういう状況が起こっている、またほかにも起こり得るという可能性がありますので、適宜学校、学級等で指導を行っているところでございます。

以上です。

○議長（山野久生君） 永松議員。

○3番（永松節子君） ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

これまでの小・中学校での自転車指導の取り組みおよび自転車通学時のマナーの現状について、まず小学校での交通安全教室についてお伺いします。

小学校が自転車のルールについて学ぶ機会はいつあるのでしょうか。

○議長（山野久生君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 自転車指導につきましては、小学校では、毎年4年生を対象に警察の方を講師として招き、主に自転車の乗り方を中心とした交通安全教室を実施しております。子どもたちが実際に自転車に乗って、正しい自転車の乗り方や交通ルールについて学習します。この教室の後、学校として小学校4年生から自転車に乗ることが許可されます。これは糟屋地区全体の小学校が自転車指導については4年生から行うというふうになっていますので、そこから始まります。その前につきましては、家庭の管理で保護者がつ

いていくとか、そういう形になっております。

以上です。

○議長（山野久生君） 永松議員。

○3番（永松節子君） では、4年生からということですので、1年生から3年生に対しては、自転車が軽車両であって歩道を通る際は歩行者が優先であることや一時停止、夜間にはライトを点灯しなければならないことなど、自転車運転時は1年生であっても守らなければいけない基本的なルールですけれども、安全教室等では触れてないのでしょうか、お伺いします。

○議長（山野久生君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 小学3年生までは、基本的には交通安全教室等は歩行の仕方、横断歩道の渡り方とかそういう歩行の仕方を中心に行っておりまして、自転車について重点的に特化してやるというのは4年生からになっております。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 永松議員。

○3番（永松節子君） 小学生の自転車利用が4年生の安全教室を受けてからというルールは、恐らく守られているとは思いますが、実際のところ、自転車の練習をする年齢、乗れるようになる年齢は、5、6歳の年長さんの時期が最も多いと言われております。4年生からというルールが守られているから大丈夫だろうではなく、1年生のうちから安全教室において自転車安全利用五則など基本的なルールに触れて、軽車両であることを認識させること、その上でなぜ危険なのかを説明するといった指導も必要ではないかと思っております。町としての考えはいかがでしょうか。

○議長（山野久生君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 発達段階もあって、3年生までは自転車に乗る場合については、自転車に乗ってはいけないというふうにはなっていませんので、保護者が管理をしながら、ついていながら乗っていただくというような形にしています、ということを学校の方から保護者の方にも連絡はしています。そういうふうな連絡はしてますので、3年生以下で乗る場合につきましては、保護者の管理の下で行ってくださいということを行っています。それで、4年生で自転車の交通安全教室が行われた後は、子どもたちが自分たちで乗ることが可能になりますよというルール、約束の下で、今進んでいるということでございます。

以上です。

○議長（山野久生君） 永松議員。

- 3番（永松節子君） 1年生から3年生も自転車に乗れるということは、やはり近所で乗る機会もあると思いますので、子どもたちや歩行者の安全のためにも、ぜひ触れるなどの検討はいただきたいなと思っております。

では、次の質問に移ります。

中学校での安全教室についてはどのような内容で実施されているのでしょうか。

- 議長（山野久生君） 重松教育長。

- 教育長（重松宏明君） 中学生では、毎年全校生徒に対しまして福岡県警や交通安全協会による交通安全教室を実施し、自転車の乗り方およびルール等について学んでいます。今年度も4月16日に粕屋警察署交通課、福岡県交通安全協会の方を招いて、交通安全教室を実施しています。今年度は自転車に関する法改正の内容についても警察から講話をいただいているところです。中学校の3年間で3回自転車の乗り方および交通ルールを学びます。

現在の自転車通学時のマナーですけれども、通学時は全員ヘルメットを着用しておりますし、危険な場所は一度自転車を降りて押していくなど、学校から指導があつて内容につきましては、通学時におきましては守れているのではないかというふうに把握しております。

以上です。

- 議長（山野久生君） 永松議員。

- 3番（永松節子君） 特に変わる部分としては、小学生では許されていた歩道通行が中学生からは車道の左側通行になる点かと思います。町内の中学校周辺や町の主要道路においては、自転車通行可の歩道が多いですけれども、少し離れると歩道がない箇所も多く、車道の左側通行となります。そのため、小学生まで通っていた慣れた道であっても、歩行者のときとは道路を渡る箇所や通行区分が変わってきます。

自転車通学の子は、私もよく見かけますが、逆走や一時不停止、夜間の無灯火などの違反を目にすることも時々あります。私自身が車を運転中にも、自転車の飛び出しでひやっとすることはこれまでにありました。地域の方からも、自転車が側道から飛び出てきて危なかったことがあるという声もいただいております。最近では、横断歩道を歩行者が渡っているのに停止せず、歩行者の合間を縫って通っていく、歩行者の方を立ち止まらせてしまうという場面が数回ありました。このような自転車通学の現状は把握されてますでしょうか。

- 議長（山野久生君） 重松教育長。

- 教育長（重松宏明君） 地域から、または学校に苦情とか注意の連絡があつた場合につきましては、適宜学校の方で指導を行っています。

学校から伺った内容につきましては、斜め横断してる自転車があるとかそういったことについては学校の方から伺ってますけども、今議員が言っていたさまざまなことについては、学校や教育委員会の方にそういうことの連絡がいつてるかどうかは分からないんですけども、学校、教育委員会の体制としましては、そういう自転車の乗り方、マナーが悪いということに関して情報が入った場合については、適宜指導をしていく、そういう体制は取っています。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 永松議員。

○3番（永松節子君） ほかに危険な場面に遭遇したという方はいらっしゃいますけれども、一部の生徒であると思いますので、1度や2度危険な運転を見た程度では、すぐに学校へ連絡というふうにはならないのではないかと思います。私も何度か見ましたけれども、まだ学校には連絡はしておりません。今初めて申しました。違反を指摘される機会がないまま習慣化してしまうと、高校生になってもルール違反をしてしまいかねません。今現在の状況を見ていますと、中学校での自転車指導は実際に生かされていないのではないかと、不十分なのではないかと思っております。

例えば福岡市立の中学校においては、交通ルールやマナーの講習、またテストを実施して、自転車運転免許制度を取り入れてあります。福岡市内では車の通行量も多いですので、必要性が高いのかもしれません。ただ、車が少なければ安全ということでもなく、車が少ないからこそ、来ないだろうという油断が生じてしまう危険があります。それぞれが自身の通学路に当てはめて通行区分を再確認し、自身の安全はもちろん、加害者にもなり得るという責任感を持っていくことも重要だと思います。学校や保護者、地域とのさらなる連携や見守りの強化も必要ではないかと考えております。教育課や町として児童・生徒の安全運転意識を高めるために、今後の課題整理についての考えをお伺いいたします。

○議長（山野久生君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 今議員がおっしゃられたように、他人を傷つけない、他人の命を大事にする、そしてまた自分の命も大事にしていくという意味で、自転車の乗り方、自転車のマナーについては、運転する者が自転車であれどもしっかり受け止めて、大事に捉えてやっていくことが必要だというふうに考えております。

学校の指導計画の中で交通安全教室というのをしっかり年に1回位置付けて、また特別活動、学級活動の中でも適宜必要があればそういった指導を行っていますので、今議員が指摘いただいたことは学校に伝えながら、状況も今回把握しましたので、そういったことも伝えながら学校の方に指導していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 永松議員。

○3番（永松節子君） ありがとうございます。

16歳以上で罰則対象になることは新しいルールですので、学校や家庭でも話す機会はあると思いますが、小学生だから、中学生だから守らなくても大丈夫ということはなく、ルール違反は重大な事故につながってしまいます。事故を起こさない、被害者、加害者を生まないために、子どもたちの個人の意識を見直し、自分自身と他人の命を守るという責任と自覚を持って行動できるような指導に今後も取り組んでいってほしいと思います。私自身もまた見かけた際は、適時教育委員会、学校に報告するように注意してまいりたいと思っております。

ありがとうございます。質問を終わらせていただきます。

○議長（山野久生君） ここで休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時56分

再開 午前10時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山野久生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番佐伯勝宣議員、発言を許可します。

佐伯勝宣議員。

○4番（佐伯勝宣君） 私は3問予定しておったんですが、また補助金目的外使用は今回削られて……。

○議長（山野久生君） 佐伯議員、通告に従って。

（4番佐伯勝宣君「……………」と呼ぶ）

抗議は駄目です。

（4番佐伯勝宣君「……………
…」と呼ぶ）

佐伯君、それ以上発言したら、停止しますよ、発言許可しませんよ。

（4番佐伯勝宣君「……………
……………」と呼ぶ）

できます。

（4番佐伯勝宣君「……………」と呼ぶ）

いや、もういいから、できますから。

(4番佐伯勝宣君「・・・・・・・・」と呼ぶ)

はい。

○4番(佐伯勝宣君) では、ここに書いてある2問をやらせていただきます。

まず、順番にいきます。

1、脱炭素化とEV、電気自動車についてございます。

脱炭素社会実現への町の取り組み状況と現状はどうかということでございますが、久山町自体も町長になってからカーボンニュートラル、ネイチャーポジティブの取り組み、その他、ほかの自治体に先駆けて宣言を行われて取り組んでおられる。それで、今回質問に上げておりますEV、電気自動車も、公用車として1台リース契約で導入されている。こういった世の流れの中での久山町の現状、取り組みを教えてくださいたいと思います。

○議長(山野久生君) 西村町長。

○町長(西村 勝君) 本町の脱炭素化社会の実現に向けてということで、政策上は大きく三つあります。

一つ目は、久山町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)、これの実行。二つ目は、地球温暖化対策実行計画の中にもありますが、この区域施策編の実行、そして三つ目にカーボンネガティブ&ネイチャーポジティブ宣言、この取り組みを実施するという、この三つが大きな柱になってます。その中の取り組みとして、今年1月にはNHKのEテレで全国的に放送されて、それが注目していただいているという状況です。

詳細につきましては、経営デザイン課長からご説明をさせていただきます。

○議長(山野久生君) 経営デザイン課、有泉課長。

○経営デザイン課長(有泉紘子君) お答えいたします。

脱炭素社会の実現に向けては、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を減らす取り組みと、あと森林や農地などの自然資源を活用して二酸化炭素吸収量を増やす取り組みの両方が重要となってまいります。そこで、本町では、地球温暖化対策実行の推進によって二酸化炭素排出量の削減を進めるとともに、カーボンネガティブ&ネイチャーポジティブ宣言に基づき自然資源の保全や活用による二酸化炭素吸収量の向上に取り組んでいます。

それでは、取り組み状況の詳細についてご説明をいたします。

まず、1点目の久山町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)についてです。

この計画は、全地方公共団体に策定が義務づけられております。役場庁舎や公共施設の運営、公用車の利用など、町が実施する事務事業に伴う二酸化炭素排出量の削減を目的としております。この計画は、平成29年度に策定されまして、30年度から推進を行っており

ます。

二つ目の久山町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、都道府県、指定都市、中核市以外の市町村での策定は努力義務にとどまりますが、本町では脱炭素化を推し進めるため、町民、事業者、行政が連携しながら町全体で温室効果ガスの排出削減に取り組むための計画として、令和6年度に策定をされております。こちらは令和7年度から推進しているところです。

最後に、三つ目のカーボンネガティブ&ネイチャーポジティブ宣言についてです。

この宣言は、特にネイチャーポジティブ宣言については全国初の宣言になりますが、単に二酸化炭素の排出量を減らすだけではなく、本町の強みである森林や農地などの自然資源を生かしながら二酸化炭素の吸収量を高め、生物多様性の保全や回復にも取り組む考えということで、現在進めている状況です。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） なるほど、3番目はいろいろ町長の政策にも出てることでございますね。そしてまた、二酸化炭素の排出、これを減らすということは、町全体、町民も含めて取り組むということで、今認識させていただきました。

そういった流れの中で、2年前でしたっけ、EVを町もリースで購入されてるわけですが、まだ1台だけというふうな認識を持っております。お伺いしますが、これを増やすというお考え、予定というのは今ありますでしょうか。

○議長（山野久生君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 公用車は総務課管理になってますので、私の方からお答えさせていただきます。

現在EV車両につきましては、サクラを1台準備してるところです。もう1台プリウスをPHEVということで、プリウスと合わせて合計2台の電気自動車、一部ハイブリッド車ですけれども、準備しているところです。今後状況に合わせましてはEV車両の導入も検討はしていきたいと思いますが、走行距離等、長距離を乗っていく出張等もございますので、その台数に関しましては、現在のところまだ維持していく必要があると思いますけれども、近々EV車両の導入は引き続き検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 1台じゃなくて2台でしたっけね。ちょっと私も勘違いをしておりました。最初から2台ですね。それで、また検討中ということで。

では、次にいきます。

では、②点目でございます。E V、電気自動車について、町内在住者向けのE V化促進など町としての考えがあれば政策をお聞きしたいということでございますが、公用車には電気自動車ということをやいま一步踏み出して、それが今町がやっている脱炭素の取り組みのプラスにするためにもこれは町民全体で取り組むということで、一つそういったステーションを1カ所つくってはどうかというふうに考えております。

といいますのは、マップを見ましても、久山町はそういったステーションがどうもないようでございます。ほかの地域はあるようでございます。その点も含めまして、これは町内でのそういった脱炭素、そういったE Vにも効果があるというふうに聞いております。そういった考えというのはあるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（山野久生君） ちょっと待ってください。

佐伯議員、これは②番と③番を合体しとるとですかね。

（4番佐伯勝宣君「そうです、はい」と呼ぶ）

○4番（佐伯勝宣君） 失礼しました。

町について促進への考えがあれば政策をお伺いしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 公用車につきまして、先ほど総務課長からお話をしたとおりでありますし、今後公用車の更新に合わせて検討をしていくというのが通常かなと思ってます。

それで、町全体、町民の皆さん向けですが、先ほどお話をさせていただきましたが、地球温暖化対策実行計画のうちの区域施策編ということで、町民の皆さんと一緒にそういう取り組みをしていくということになっていくんですが、今スタートしたばかりになります。ただ、方針としては、久山町としては移動手段のGX化、グリーンTRANSフォーメーション、そういう形を推進するということになります。これはできるだけ化石燃料に頼らずということになりますが、それと経済を結びつけていくという考え方になります。

ここで、町民の皆さんにそこでうたってる、今後推奨しようという一つの具体策としては、徒歩や自転車で安全に通行できる環境の整備や地域交通の低炭素化、グリーンスローモビリティやE Vシェアリングを検討することとしている、こういうことを今打ち出していこうということを考えています。

それで、議員の質問にあるように電気自動車ってということ、それをどうしていくかということになるんですが、できるだけそういうふうに変えていただくということは大事だと思いますが、ある程度高額なものになります。それで、町としてまずCO2の吸収量を考

えたときに、先ほど言いましたように公用車のシェアリングとか、そういう公的なものを減らしていく方が効果的であろうと思っておりますので、エコバスの導入についても検討とかそういうことはやっていくっていうことは考えてます。ただ一方で、その費用対効果の面を考えたときにどうかっていう問題はやはり残るとは思っていますが、そういう方針で今進めてます。

以上です。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 失礼しました。ちょっと先にいってしまいました。

なるほど、大体考え、スタンスも分かってきました。そういった公用車のEVというのも次のステップということで、まず今やられている町長のそういった打ち出している政策、それをまず進めながら、町内の情勢を見ながらということで解釈をいたしました。

では、先に進みますが、町内にEVステーションがないということでございます。今言いましたように、町民の方々には徒歩あるいは自転車ということをお勧められて、そういった脱炭素につなげたいということですが、やはり常日頃車を利用しておられる方は多いですから、こういった中でそういった電気自動車を推進するということも自治体の政策の一つではあるかと思えます。それは現在積極的にといいますか、それは打ち出されていないということでございますが、今後そういった脱炭素社会全体を考える上で、今EVも普及してまいっておりますので、町がそういった手本といいますか、示す意味でも、これはいいのではないかと思います。

一つが公用車をまた増やしていくということでございまして、もう一つが、今から提案をいたしますEVステーション、EVスタンドでございます。先ほど先走って言いましたが、この久山町には1カ所もございません。かつて夢家^{ゆめか}にあったようでございますが、現在はないです。そういった中で、来訪者も増えています。ですから、そういった方々の対策として、どこかにそういったものを設置できないか。高額なのは分かっておりますが、これも助成金、補助金もあるというふうに聞いております。そういったもの、いろんなものを加味しまして、検討する余地があるかどうか、それもお考えを聞きたいと思えます。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 詳しい内容について総務課長の方からお話をさせていただきますが、単純に今現在、先ほどお話をさせていただきましたが、電気自動車を推奨しているわけじゃなくて、町の政策上の優先順位をつけてるっていうことで、そういうふうにご理解いただきたいと思えます。

それで、実際に今役場とかそういうところにEVステーションを設置するというのは考

えていません。一方、私は町民の方は自宅で充電するというのは当然そういうふうになってくると思います。ですから、普通に考えると、来訪者の充電というのが一番多くなる、そういうことだと思います。その場合に、長い時間滞在されて多くの人が来られる場所となると、うちで言えばトリアス、ほかで言えば商業施設についてると思います。ですから、今トリアスの方といろんな協議をしていますが、トリアスの方としては前向きに設置について今検討を行ってるということになってます。これは報告でさせていただきます。

内容につきましては、総務課長の方から詳細について説明させます。

○議長（山野久生君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） それでは、E V充電器の設置につきまして、今町長の方からも答えていただきましたけれども、E V車両の普及率につきましては、国内で大体3%程度というふうに聞いております。本町内におきまして、大体それぐらいか、それ以下ではなかろうかと思っております。また、電気自動車の購入に当たっては、自宅での充電を購入の際に考えられており、充電のための役場来庁というのは基本的には考えられないと考えております。

先ほど町長が申しましたとおり、充電には多くの時間を要します。基本的に急速充電であれば30分から1時間程度、通常充電でやりますと5時間から8時間というふうにも言われておりますけれども、そういう場所に関しまして、充電マップ、こちらの方を議員の方も言われてましたけれども、商業施設やカーディーラー等々が糟屋地区内には設置してあるようでございます。また、公共施設におきましては、糟屋地区には1町だけ、多くの方が集まります体育館、それから図書館等に設置してる事例もございますけれども、本町におきまして、公共施設としてはそういう場所を設置可能箇所として今後検討の一つには入れていきたいと考えています。また、商業施設等につきましては、先ほど町長が申しましたとおり、事業者との協議を経て、そういうことが可能かどうかについても今後検討していければと思っております。

以上です。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 大体お考えは分かりました。なるほど、今後検討していく、商業施設を一つの目安に検討の余地がある、検討していくということで解釈いたします。

ということは、庁舎ではまず無理だろうと。もう1カ所考えてたのは、レスポアールだと思ったんですよ。わざわざ充電しに来る、来訪者向けは考えておられないということでしたが、脱炭素に取り組んでいる、一つそういった手段として1カ所あってもいいんじゃないかというのはまだ残ってるんですが、確かに費用はかかります。しかし、先ほど言い

ましたように、これは補助金も下ります。ですから、そういった意味でレスポアール辺り、こういった人が来る場所、あるいはいざ災害のときに避難場所になる、充電が必要になる、そしてそれを基にいろんな電源、携帯とかが使える、そういった中で、1カ所あってもいいのかなという思いはまだちょっと頭の中に残ってるんですが、例えばそういった可能性として商業施設以外でレスポアールとかにつけるというふうなことは、今可能性はないでしょうか。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今総務課長が説明をさせていただいたとおり、今の状況であれば、私はそこに設置するというのは、補助金があったとしてもその費用負担というのを考えると、住民の方が利用するっていうことを考えた場合は、優先順位的には低いのかなとは思ってます。

以上です。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 分かりました。では、また検討といいますか、これはまた次の情報をお待ちしております。

じゃあ、次にいきます。

2番、久山町研究と健診受診率についてでございます。

①でございます。

昨年度のひさやま健診の受診率は44%余りだったというふうに聞いております。それで、50%を突破してもらいたい。やはり50%が一つの目標ではないかと思うんですけども、それがかなわなかったということで、ちょっと残念な気持ちになっております。今年は受診へのPR対策、そしてまた受診率向上といいますか、これはどうお考えになってるか、お答えいただきたいと思います。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 健康課長の方から回答をさせます。

○議長（山野久生君） 健康課、山本課長。

○健康課長（山本恵理子君） お答えします。

令和7年度の40歳以上のひさやま健診受診率は、44.9%であり、50%を切っております。受診率が50%に至らない要因としましては、やはり新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度の急落、そして令和3年度以降も感染症の影響は緩和されたものの、受診率は40%台にとどまっており、一旦下がった受診率をコロナ前の水準に戻すのはなかなか難しい状況となっております。併せて、40代から50代の世代につきましては、職場で

健診を受けている方が多く、さらに町の健診を受診するという考えに至っていないのが現状です。この点につきましては、本人から職場に確認が必要にはなりますが、ひさやま健診の結果を職場健診に代用できる旨について周知しているところです。

今年度のPRにつきましては、広報や町のホームページ、防災無線、LINEなどでの周知、また西銀のロビーや健診会場などでの健診の案内ポスターの掲示など、昨年度同様の周知活動に加えまして、町のほかの部署が発送する郵便物に健診のチラシを同封する取り組みも行っております。さらに、町のイベントや行事など町民の方が多く集まる場に出向き、対面での周知活動も行うように考えております。このように、他課との連携も取りながら受診率の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 非常に分かりやすかったですね。私が知りたいこともポイント、ポイントでおっしゃっていただいて、やはりコロナですか。確かにコロナ前の受診率に戻すというのは、非常に苦勞されているというのが伝わってまいりました。そして、企業、会社で受けている方々が受けないということで、ひさやま健診が代わりになるということを今企業と擦り合わせしてくれてるといいますか、そういった取り組みということですよ、擦り合わせっていうか、アプローチといいますか。となったら、これも非常に有効だと思います。期待できるような、聞きたかったような答えが来たと思っています。

しかし、壁が大きい、太いということでございまして、それが次の②番でございますが、転入者、こちらに入ってこられた転居者ですね。こういった方々に歴史あるひさやま健診、この良さを分かってもらって、40歳、その年齢になったら受けてもらうというふうなことにされるのは、なかなかエネルギーが要るんじゃないかと思います。それで、転入者にいかに健診に関心を持って足を運んでもらうかが大きな鍵であると考えますが、これまで転入者への普及といいますか、PR活動、①番とダブりますが、これは十分だったと見ておられますか、どうでしょう。

○議長（山野久生君） 健康課、山本課長。

○健康課長（山本恵理子君） お答えします。

転入者への周知につきましては、転入時に町民生活課の窓口におきまして、健康づくりの取り組みに関するパンフレットなどを全ての世帯に配布をしております。健診につきましては、転入者に限らず、町民の方にひさやま健診がほかにはない価値のある健診であることをしっかりと周知していくことが大切であるため、さまざまなPR活動を行っております。

具体的には、法定の特定健診項目より詳細であること、健診当日に結果が分かること、また九州大学の医師による診察やその結果の相談がいつでも可能であることなど、ひさやま健診の特徴につきまして、広報紙や町のホームページ、LINEなどを活用して周知を行ってきました。また、健診を長年受診されている方や転入後に実際に受診してみてよかったという住民の方の声を発信する取り組みとして、ひひひのインタビューも行っております。さらに、ひさやま健康ライブラリーを拠点としまして、健診事業に関する情報発信や交流活動を行い、久山町の健康の町としての魅力発信にも取り組んでおります。

加えて、今後もひさやま健診を継続し、町民の方の健康を守っていくためには、大人だけではなく、子どもの頃から健康を身近に感じる機会を持つことが重要であると考えております。そのため、今年度から小学校6年生を対象に子どもひさやま健診を実施します。子どもたちが自分自身の体や健康について学ぶことで、家庭内で健康について話し合う機会が生まれ、大人の健康行動への波及効果も期待しております。

このように、健診のPRにつきましては、すでにさまざまな取り組みを行っておりますが、今後もより多くの受診につながるよう、PR活動のさらなる充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 非常に分かりやすかった、ポイント、ポイントが。今取り組んでることも伝わってきましたし、そこでプラスアルファが何かできないかなという思いもちょっと聞いていながら考えられた、非常によかったと思います。

こういった中で、そういった方々に通常のパンフレットを配るだけじゃ、なかなか分かりづらいし、案内、チラシを私も見ましたけど、詳しく書いてて、普通はぱっと見て、それ以上は見ないというような状況かと思います。数年前も私は健康福祉課時代に提案したことがあります、なかなかあの時代から変わっていない。

そこで、今こちらに転入されてきたまだ30代の、まだ健診されていない方々に啓発していくということも大事だと思います。その手段が今やられてるLINEとかでもそうでしょうが、例えばこういった健診の時期の前に、広報ひさやま、これの特別増刊号か何かでひさやま健診を漫画で出してみたらどうかなと考えています、漫画家の卵に依頼して。すぐには効果は出てこないと思います。しかし、これを5年ぐらい続けておったら、そういった漫画を読んだ、まだ健診を受けてない若い世代、30代、あるいはその前の二十歳ぐらいの人、そういった方々もひょっとしたら今後受けようかなということも考えるんじゃないかと思いますが、そういった斬新な取り組みも、広報ひさやまの特別号、12ペー

ジから16ページぐらいで作って、この時期に出していく、5年計画とか。今すぐは効果が出ません。今読んだって、50%にいかないかもしれませんが、それを読んだ方が数年先、ひょっとしたらひさやま健診はすばらしいなと、これは歴史があるなと思うかもしれませんが。そういった取り組みというのは今後検討する余地とか考える余地とかはあるでしょうか、その辺を町長、あるいは担当課長、お伺いします。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） なかなか伝えなきゃいけないことが多いということで、どうしても文面が多くなってしまうということはあるかなと思いますが、いろんな変化をしながらということは大事だということですので、その辺については一つのご意見、お考えとして受けたいと思います。

もう一つは、この受診率というのはある程度社会全体の問題として下がりつつあるということもありますが、もう一つは個人情報の問題でなかなかアプローチをしにくくなってるっていう問題もあります。これだけ振り込め詐欺とかいろんな犯罪があるとなると、なかなかまずは電話に出ていただけないとかいろんな問題、これは九州大学ともそういう話をしてますので、そういうところについてもどういうふうにアプローチをしていくかというのが今後受診率にとっては大きな課題だというふうに捉えてます。

以上です。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 分かりました。またそういった漫画にするっていうことは、これは経営デザイン課の管轄でもあらうと思いますが、企画といいますか、また打ち合せをして、できるものだったら考えてもらいたいなという思いがございます。

そして、最後、③番、もう少し受診率のことを聞きたかったんですが、③番と一緒にやらせていただきます。

今年度の久山町研究の取り組みと今後の町内外、メディア等の発信をどう考えるかということでございますが、剖検事業も廃止になりまして、今後はウェルビーイング、こういった取り組みを目指していくということで数年前におっしゃられましたけど、その取り組み状況。やはり今までは先ほど言いました受診率、あるいは剖検、この率が非常に高く、町全体で取り組んでいた。そういったものが町内外に高く評価されて、世界的に有名な久山町研究になった。しかし、剖検が廃止になり、今町長がまさにおっしゃられたように個人情報、こういったものの観点でなかなか難しいものが出て、それも受診率に影響するようになった。そういった中で、今までの数十年の伝統、世間が評価してくれた受診率とか剖検率、これに代わるようなもの、これをつくっていかなくやいかんと思うんです

が、それを今後、今やってることも含めてどう考えているか、どう発信しているか。先日テレビもありましたけども、それも含めてまた取り組みを教えてくださいたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 実際久山町研究は九州大学がやってるもの、以前議員からご質問があったときにもうお答えしてますので、町がやってるのが健診ということになります。その健康政策について、実際に久山町が生活習慣予防健診でやっていることになりますので、久山町研究と生活習慣病予防の今後の取り組みというのは別物であるというのは、ここでお伝えさせていただきたいと思います。

それで、内容につきまして、健康課長の方から説明をさせます。

○議長（山野久生君） 健康課、山本課長。

○健康課長（山本恵理子君） お答えします。

久山町研究室が広報紙げんき予報便の発行やホームページの掲載により久山町研究の成果を発信しております。なお、町では久山町研究で分かったことを町民へ還元するよう、ひさやま健康セミナーや教室などを毎年行っております。今後もこういった取り組みを続けてまいります。

健診事業につきましては、先ほども申しましたが、引き続き町のホームページやLINEなどを活用したより多くの人々への情報発信やヘルスC&Cセンターのひさやま健康ライブラリーを通じた町民および視察など、来訪者への情報発信、また参加者の声などを分かりやすく、親しみやすい形で発信するひひひのインタビューなど、久山町が健康の町として全国の自治体のモデルケースとなるよう、継続して情報発信を行ってまいります。メディアにつきましては、取材についての受け入れを行ってまいります。

以上です。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今課長の方からPRについてご説明をさせていただきました。

それで、今年度、令和8年度の福岡県の予算、議員の皆さんの中で新聞等に出た分についてご存じの方もおられると思いますが、医療・福祉分野の主な新規事業として久山町研究とうちの生活習慣予防を生かした推進ということで4,400万円が予算化され、県全体に久山町の健診と研究成果が活用されるということは大きなPRにつながってるなと思っています。

それで、ご質問にありました今後の方針、久山町研究と久山町生活習慣病ということで、予防健診なんですけど、私たちの代までは今の形でそれは可能かもしれません。ただ、

今後未来につないでいくってなったときには、ある程度形を変えていくっていうことも、今の社会情勢を考えると必要な面もあるというふうに、九州大学とも少しその話はしてます。今後、まずは町民の方にいかにこの健診を受けてもらうかっていうことでPRと推進に力を入れながら、先を見ていくっていうのは大事だと思ってます。

その一つの取り組みで今回あったのは、子ども健診ですね。こういうことも重要なことだと思います。それで、ウェルビーイングの話をしていただきましたが、子どもの健康自体が心を育むということにもなっていくしますので、そういう子どもたちが大人になっていったとき、初めて健康、セルフケアを含めこの健診の大事さっていうのを考えていくっていう取り組みとしては大事なことだと思いますので、そういう取り組みをプラスアルファしていきながら、この健診の在り方、そしてこれが今までの先人がやってきていただいていたということは、社会に還元しなければいけない、そういうことを志してこの健診が始まっていますので、当然そういう形で私たちも考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（山野久生君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） もうちょっとで終わりますが、もう少しお付き合いください。

今言われておりますように、いろいろまだ町長も考えておられるということでございますが、この昔からあってる、この60年間続いてきたもの、これが本当にベースになって次につながっているのかなというのは、それがまだ今見えない状況であると思うんですよ。それで、いろいろ模索中なんでございますが、それを見えるようにしていただきたいなという思いもございます。

そして、県のホームページを見ておりましたら、久山町研究から分かったことということで、これは大々的に取り組んでおられる。これは特集が組まれている。これは前からあったことでございますが、これも非常に町民としては誇らしい部分がありますが、これも知らない町民も中にはいるんじゃないかなと思います。そういったことも含めましての発信なんですけど、これだけ久山町っていうのはこういう健診事業をやってきた町なんだよと、それが非常に強いと思います。うどんていったら油揚げ、メインの具でございますので、この部分は町民に分かるように、やはり町長のいろんな政策に反映されるときも、これも見せてもらいたいなという思いがあります。

そして、町長がちらっとおっしゃいましたが、今後形を変えていくかもしれない。その一環として子ども健診とかもおっしゃいましたが、もう少しどういうふうになるかっていうのを知りたい部分があります。私が今聞いて、町長がお答えになられるかどうか分かりませんが、どういう方面かっていうのをお答えできたら答えていただきたいなという

点があります。

それと、絵本、これも作られました。これも一つの政策だと思います。これも認識しておりますが、そういった意味で、教えていただける部分がありましたら教えていただきたいというのが最後でございます。

○議長（山野久生君） 答えられます。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 今から変化していく、今後は状況とか受診率の向上を目指しながらどんな課題を一つずつクリアしていく、それを町の中と九州大学と一緒に考えながら、町民にとって一番よりよい健診はどういう形なのかっていうのは、当然のことであるので、そういうのを考えていかなければいけないということを両方で話をしてるっていう状況というか、今後は考えていかなきゃいけないっていうまだスタートラインぐらいの話だと思っていただければいいと思います。ただ、その中で必要だっていうことになれば、今回の子ども健診みたいなことは追加してやっていこうというふうに、対応していこうということにしますので、そういうふうに考えていただければいいかなと思います。

以上です。

（4 番佐伯勝宣君「終わります」と呼ぶ）

○議長（山野久生君） それでは引き続き、5 番只松秀喜議員、発言を許可します。

只松秀喜議員。

○5 番（只松秀喜君） 本日は、猪野区バス停から伊野皇大神宮までの県道に歩道の設置をということと、横断歩道周辺の照明強化をという2点について質問をさせていただきます。

まず、猪野区の立派なバス停ができております。足場も外されて、全体像が見えてきておりますけども、本当に立派なバス停をありがとうございました。

まず、現在猪野区バス停から皇大神宮までの県道は、猪野区主要道路ですが、非常に狭く、車が擦れ違うとき、歩行者は立ち止まって行き過ぎるのを待っています。また、溝にはコイが放たれており、小さな子どもたちがコイに夢中になり、急に車道へと出てくるなど、危険極まりない道路になっています。また、上に上がる道がこの1本のため、事故や火災があると、車が立ち往生して通行することができません。令和元年の火災では、住民はダムを迂回して自宅へと戻っております。

現状猪野区では、3月末のさくら祭りに始まり、4月には皇大神宮奉納武道大会、6月には蛍の時期としてバス停から皇大神宮の先まで渋滞が発生します。7月、8月には子どもたちの川遊びで、この川遊びは近隣の保育園、幼稚園では一番人気の遠足だそうです。

早くも今週の日曜日、横を通り過ぎますと、公園の駐車場が満車で、川いっぱい子どもたちが遊んでおりました。11月には紅葉のシーズンで、皇大神宮下の公園やさくら山が真っ赤に染まります。

このように、1年を通してたくさんの方が猪野区には来られるようになりました。せっかく楽しんで来られた方々が事故に遭わないためにも、この道路の早期の着工をお願いしたいのですが、町として県への要望というのは出されているのでしょうか。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ①番、②番、③番につきましては、今の現状ですので、都市整備課長の方から回答をさせます。

○議長（山野久生君） 都市整備課、亀井課長。

○都市整備課長（亀井玲子君） お答えいたします。

県道猪野土井線の猪野バス停から伊野皇大神宮までの間の道路整備に関する要望につきましては、平成25年度、福岡県土整備事務所に対して要望書を提出しております。それ以降につきましても、毎年提出している県事業要望において、高い優先順位で要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 只松議員。

○5番（只松秀喜君） ありがとうございます。

②に移りますけれども、この歩道設置につきましては、9年前の平成29年、2017年度の3月議会でも質問しております。当時の久芳町長の回答では、県の事業としては下山田のトリアスから福岡市までの歩道設置、次に猪野区の南橋から信号機がある交差点までの歩道設置、その後バス停から皇大神宮までの歩道設置の順番でした。すでに下山田と南橋の歩道設置工事は終了しております。この予定に変更はないのでしょうか。

○議長（山野久生君） 都市整備課、亀井課長。

○都市整備課長（亀井玲子君） お答えいたします。

町内の県道整備につきましては、議員のおっしゃるとおり、事業に優先順位をつけて整備を行っていただいております。令和2年度に県道猪野土井線の下山田地区の歩道整備、令和7年度に県道猪野篠栗線の歩道整備が終了しております。次は県道猪野土井線の参道の歩道整備を行うと伺っております。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 只松議員。

○5番（只松秀喜君） それでは、久山町での県の事業としては最優先になると思いますけれ

ども、県の方からはまだ何も連絡等はないのでしょうか。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ③番に移ったということで捉えていいですか。

（5番只松秀喜君「③番です」と呼ぶ）

都市整備課長の方から回答をさせます。

○議長（山野久生君） 都市整備課、亀井課長。

○都市整備課長（亀井玲子君） お答えいたします。

福岡県福岡県土整備事務所からは、県道猪野土井線の歩道整備事業が事業化されることとなり、今年度は猪野バス停付近から約200mの区間について測量調査や予備設計を行うこととしていると聞いております。町といたしましても、事業の進捗を図る上で、地元、特に周辺住民の皆さまのご協力をお願いするとともに、福岡県土整備事務所との連携を強化しながら事業が進められるよう協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 只松議員。

○5番（只松秀喜君） ありがとうございます。事業が行われるということで、猪野区の人間も本当に喜んでくれるのではないかなと思っております。

この事業は、猪野区の十数年に及ぶ悲願です。事業が動き始めるとなれば、猪野区の人間もいろんな考え、思いがあると思います。区長とよく話し合って始めていただきたいと思いますが、最後に町長の考えもよろしくお願いします。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議員がある程度猪野区の現状をお話をしていただいたように、通行量が多く、久山町の中でも観光客も多い、そういう場所になってるということになっていますので、今幸い大きな事故が起こってないということでございますので、私たちとしても町内の優先順位として高く県には要望していますので、今後もしっかり進めていきたいと同時に、この事業は今後進めていく上でも地元の皆さんの理解と協力がなければ進まないということになりますので、ぜひ議会の皆様のご協力を仰ぎながら進められたらなと思っています。

以上です。

○議長（山野久生君） 只松議員。

○5番（只松秀喜君） 本当にありがとうございました。区長とよく話し合ってもらって事業を進めていただきたいと思っています。

次に、2番の質問に入ります。

横断歩道周辺の照明強化をということで質問いたします。

まず、都市整備課長にお尋ねしますが、久山町における横断歩道の数と周辺の街灯設置率は把握されておりますでしょうか。

○議長（山野久生君） 都市整備課、亀井課長。

○都市整備課長（亀井玲子君） お答えいたします。

町道におきまして、横断歩道を設置している箇所が33カ所ございます。そのうち街灯等を近くに設置している横断歩道の箇所が29カ所で、設置率といたしましては約87%となっております。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 只松議員。

○5番（只松秀喜君） ありがとうございます。まだ4カ所近くが街灯が設置されていないということで、ありがとうございました。

道を走っておりますと、横断歩道に照明設備がない、またはあっても照度が不足して歩行者の発見が遅れてしまうことがあります。自動車のヘッドライトは横断歩道の中心部というのはよく見えるんですが、両端で渡ろうとする人の確認が遅くなってしまいます。この照明設備の照度の基準等はあるのでしょうか、都市整備課長にお尋ねいたします。

○議長（山野久生君） 都市整備課、亀井課長。

○都市整備課長（亀井玲子君） お答えいたします。

国土交通省の道路照明施設設置基準の中で、原則として照明施設を設置するものとする場所として、信号機の設置された交差点または横断歩道、必要に応じて照明施設を設置するのがよい場所として、交差点または横断歩道と挙げられております。社団法人日本道路協会が作成した道路照明施設設置基準、同解説の中で、横断歩道の照明はこれに接近してくる自動車の運転者に対してその存在を示し、横断中および横断しようとする歩行者の状況が分かるようにするものとする定められており、その中で歩行者の背景を照らす方式や歩行者自身を照らす方式等がありますが、久山町のように周辺環境が暗い場合においては10ルクス以上が望ましいとされているところです。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 只松議員。

○5番（只松秀喜君） それでは、久山町内のこの29カ所に街灯設備が設置されてるということですけども、今の現状では10ルクスの基準に合う街灯設置なんではないでしょうか。

○議長（山野久生君） 都市整備課、亀井課長。

○都市整備課長（亀井玲子君） お答えいたします。

町道の横断歩道33カ所のうち10ルクスを超えていない箇所が現在24カ所ございます。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 只松議員。

○5番（只松秀喜君） 今の現状ではその10ルクスまで到達してなくてちょっと暗いという返答だと思いますけども、歩行者がいる横断歩道では、車が停車するのは昔はマナーと言っておりました。しかし、今ではルールだということで、ラジオ、テレビとかでも報道されております。この横断歩道については、警察の取り締まりも最近では厳しくなり、横断歩行者妨害違反として、普通車では9,000円の罰金と減点も2点となります。最近では運転される方は歩行者が待っていると必ず停車し、いい傾向になってきていると思っております。

しかし、その車両が止まるのは当たり前なんですが、町の方を走っておりますと、それに慣れた歩行者の方も、車両は止まるだろうということで、1歩を踏み出してきました。もしそれが暗くてそれに気がつかなければ、大きな人身事故になってしまいます。

昔は歩行者の方に注意を促し、右見て、左見て、もう一度右見て、車両が止まったのを確認して渡るように推奨されておりました。しかし、今は運転手の方に十分注意するように促しております。運転手から歩行者が分かるように、また横断歩道の事故をなくすためにも、横断歩道の両端が確認できるような照明設備の強化を図っていくべきではないかなと思っておりますけども、町長の考えをお願いいたします。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 基準等について都市整備課長の方からお答えをさせていただきましたが、横断歩道における夜間の視認性の向上や歩行者の安全確保について、照度を上げていくというのは安全確保に必要なことであるとは認識をしております。ただ一方で、皆さんもご存じのように、全部をやっていくということはなかなかほかの自治体でも難しい状況であると。それは設置費用も含め、そして環境も含めてあります。大事なことは、今後そういう歩行者が多い場所、そして通行量が多い場所っていうのは、そこで足りてないっていうところはそこをまず優先的にやっつけていかなきゃいけないだろうというふうに判断しますので、更新時期も含めて今後そういう対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山野久生君） 只松議員。

○5番（只松秀喜君） ありがとうございます。

ライトのLED化により、一度設置してしまうとランニングコストというのはそんなにかってこないと思いますので、早期の取り組みをお願いしまして、私の一般質問を終わ

らせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山野久生君） ここで休憩に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山野久生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番阿部恒久議員、発言を許可します。

阿部恒久議員。

○7 番（阿部恒久君） それでは、7 番阿部恒久です。よろしくお願いします。

私は3問、1番目に窓口業務改革について、それから2番目に高齢者の熱中症対策について、そして最後に3番目、災害時協力井戸制度のその後についてということで質問させていただきます。

まず、1番目ですけども、窓口業務改革についてですが、①フロアサインの改善について質問します。

玄関入り口の受付のところに1階フロアの各課の配置図があります。その配置図では各課ごとに色分けされています。例えば町民生活課は茶色、福祉課はピンク色などです。しかしながら、実際の各課の案内表示は全てが青色になっています。来庁者が受付でどここの課に行ってくださいと案内されたときに、案内表示が色分けされていれば、例えばピンク色の福祉課に行ってくださいというふうに言われれば分かりやすいというふうに思いますが、改善をしたらどうかということで質問させていただきます。いかがでしょうか。

○議長（山野久生君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 各課上部の案内表示、それからカウンターに置いてあります表示板につきましては、町章の色、コバルトブルーでございますが、こちらを意識して作成しております。この色につきましては、数十年来、今の表示色になっておりますが、近年カーボンネガティブ&ネイチャーポジティブ宣言に基づき、庁舎ロビーを含め木質化と緑化を進めているような状況でございます。それに伴い、フロア全体の統一感を出すこととしております。

総合案内に職員を配置し、他の自治体と違うワンフロアの強みを生かし、丁寧な案内を行うことによって、利用者から分かりづらいといった苦情が発生しないよう心がけているところです。今後、各課上部の案内表示板、それからカウンター上の表示を変更するのではなく、統一感を高めるためにも、色分けされた案内表示板の方を改修することを検討し

ているところでございます。

以上です。

○議長（山野久生君） 阿部恒久議員。

○7番（阿部恒久君） そうすると、1階の受付の窓口にある配置図の色を変えるということですかね。

ただし、私がちょっと感じるのは、役場入り口を入れて、ぱっとフロアを見たときに、特に左側、要するに税務課とか都市整備課が入ってる方の左側の案内図、そこは構造上、天井に段差があって、そここのところに案内板があるものですから、暗いんですよ。こっちから見て遠くは多分照明がないから暗いと思うんですよ。そういった中で、どこどの課というのを目で探すと思うんですね。それで、よそから例えば転入してきた方が、同じ課というか、慣れた課名だったら分かると思うんですけども、それぞれ課の名前が町で違うと思うんですけども、どこどの課に行ってくださいと言われたときにやっぱり探すと思うんですけども、そういった意味では、統一感というよりも分かりやすさといいますか、そういった方が住民のサービスにつながるんじゃないかというふうに思いますけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山野久生君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 色分けすると分かりやすいのは分かりやすいんですけども、やはり統一感を持たせて、ごちゃごちゃしない職場内ということで、統一した環境を保全していきたいと思っておりますし、先ほども申しましたとおり総合案内受付の方には職員を1名配置しておりますので、丁寧なご案内を心がけて、今の段階でも分かりづらいといったようなご指摘等もございませんので、今の状態を続けていければ住民サービスの低下にはならないと考えております。

以上です。

○議長（山野久生君） 阿部恒久議員。

○7番（阿部恒久君） それでは、先ほど指摘しました左側の案内板のところの天井が暗いという部分については、その照明の方を変えるとか、そういった考えはありませんか。

○議長（山野久生君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） その暗いかどうかというのは私は確認してませんので、今後確認して、暗いようであれば何かしらの対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山野久生君） 阿部恒久議員。

○7番（阿部恒久君） 分かりました。そしたら、そういう考えということで、それが統一感

があつて分かりやすいかどうかというのは、また私も今後確認させていただきたいと思います。

では、次の質問です。

自治体窓口で手続きする来庁者が抱える課題として、何度も同じ項目を書かされる、都度窓口で待たされる、複数の窓口に回されるなどがあります。職員が抱える課題としては、申請書ごとに記入方法の説明が求められる、記入内容の確認作業が多岐にわたる、業務の煩雑化に伴い業務が属人化するなどがあると言われております。デジタル庁が推進する書かないワンストップ窓口では、こうした双方の課題を解決し、書かない、待たない、回らないを実現するとされています。全国の自治体ではすでに取り入れているところや導入推進を強力に進めてるところが多くあるように、私が検索したらそういうことだったというふうに思います。本町の取り組みについて、現状と課題についてお尋ねします。

○議長（山野久生君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 本町における窓口の現状としましては、マイナンバーカードの普及に伴い、来庁せずに転出の手続きができるケースやコンビニでの戸籍や住民基本台帳の証明発行ができるなど、以前と比べ、来庁者、職員双方の負担が軽減したものもございます。転入手続きの際は関係窓口を回っていただく必要はございますが、その間にマイナンバーカードの書き換え等を済ませ、お帰りの際にはお渡しするなど、再度来庁いただく必要がないよう事務処理の工夫をしているところでございます。来庁者の回遊についても、他の自治体と違ってワンフロアの特性を生かしまして、極力移動距離が短くなるよう転入の際に回っていただく課の配置を行っているところでございます。

書かない窓口のシステム導入につきましては、DX推進委員会においても当初検討したところでございますが、当時は書かなくてよくなる箇所が住所、氏名など基本的な箇所のみとなり、詳細部分については従来どおりの記入と職員によるチェック、確認等が必要となることや、転入の際、窓口に来なくなるということは、組合加入の説明などができず、コミュニティの形成にも大きな影響が出てくることも懸念され、時期尚早ではないかということで当時は判断しておりました。現在DX推進委員会においては、来庁しなくても申請できるオンライン申請の導入を進めており、順次可能な手続きを増やしているところでございます。デジタル社会の変化と住民ニーズを的確に捉えることにより、DXを推進する中で書かない窓口を含めた窓口の在り方についても今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山野久生君） 阿部恒久議員。

○7番（阿部恒久君） 書かないワンストップ窓口というのは、各種証明書の申請や転入、転出、転居、結婚、出産等のライフイベントに係る手続きについて、職員が必要なことを聞き取ることで申請書の作成を支援する、そして来庁された方は申請書の内容に間違いがないかを確認し署名してもらっただけで希望する手続きの申請が完了するというようなことを書かれています。

それで、今総務課長の方で来庁しなくても手続きができるというふうなことを推奨してるということですけども、まだまだ来庁する方の方が絶対に多いと思うんですね。そういった中で、先ほど言った待たされるとか同じことを書かされるとかそういったことが現実にあるわけなんですけども、いくらワンフロアといっても、教育課の方は別フロアとか、別なところにありますし、距離的にもやっぱりあると思うんですね。

それで、現在実際所要時間はどれくらいかかるかとお尋ねしたいところですけども、例えば町民生活課で住所の転入手続き、それからマイナンバーの手続き、それから国民健康保険の手続き、そうすると、やっぱりそこだけで20分、30分かかるんじゃないかなと思うんですね。それで、その後に福祉課、その保育園だとか小学校、それから税務課、それから水道課とかいろいろ回ると、やっぱり2時間ぐらいかかっているんじゃないかなと思うんですけども、その辺の時間的な感覚というのはどうかなということを、代表して町民生活課の自分ところの課だけでどれくらいかかっているか、ご存じでしょうか。

○議長（山野久生君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 突然のご質問でしたので、お答えできる範囲内でお答えいたします。

転入、転出等の手続きにつきましてですけれども、どのくらいという具体的なものは計測しておりません。また、手続きにつきましては、当然その世帯、世帯といたしますが、各住民の方の状況によって、かなり差が出てまいります。私の方で把握してますとおり、手続きの内容としましては、当然住民基本台帳の手続き、それに加えて国民健康保険、公費医療、これは子ども医療、ひとり親医療、重度障害者医療がございます。あと介護保険、児童手当、上下水道の手続き、防災無線、そしてお子さんがいらっしゃる家庭については幼稚園、小・中学校の手続き、さらに予防接種等々ということで、私が把握してるだけでもこれだけの数がございます。ですから、当然全てに該当されるっていうのはなかなかないことだと思いますけど、当然そういう形でいけば、約ですけど、どうしても30分から1時間、そしてそれ以上の時間を要するケースもあり得るというふうに把握しております。

以上でございます。

○議長（山野久生君） すいません、阿部議員、通告外の分はちょっと質問に反しますので、
今後はやめていただきますようお願いします。

西村町長。

○町長（西村 勝君） いろいろご質問いただき、ありがとうございます。

それで、当然全てにおいて楽にサービスができた方が、それはいいだろうと思います。
ただ、逆に考えていただきたいのが、うちに来る転入者と大きな市、ほかの市に来る人数
というのを考えたときに、そこに投資する費用をどうするかっていうことが一番私たちが
考えるところであります。要するに、全部それに投資をできればいいんですけど、こうい
う小さな町ですから、そのお金をほかに回した方がいいんじゃないかという優先順位をつ
けていくっていうことも大事だと思います。そういう観点を持って、DXの推進というの
はやってます。

ですから、逆に言うと、私は大きなところで転入等の異動が多いところについては、す
ごい数があるので、そういう窓口の簡素化とか書かない窓口というのもすごく投資をして
も意味があるかもしれません。でも、久山町の人口異動の形態を見たときに、果たしてそ
こにその労力を使ってDXを推進するのと、果たしてほかの課題に投資をするべきかって
いうことは、逆に言うと、私は判断ができる規模っていうのはメリットだと思ってます。
それによってプラスアルファの付加価値として、今これだけコミュニティに対して、育成
会に入らない、入っていただける人が少なくなった、行政区がってなったときに、直接ア
プローチできる機会でもあったり、今の話は事例ですね。ということで、町の方でも懇談
会でもそういう意見が出てましたが、そういうことを考えてDXの推進というのはやって
いってるっていうのが今の現状というのを付け加えてお話をさせていただきました。

以上です。

○議長（山野久生君） 阿部恒久議員。

○7番（阿部恒久君） 議長の指摘もありましたけれども、質問ではなくて、今の感想を聞い
たところで私の感じるところなんですけども、今投資額に見合った作業かどうかというこ
との話がありましたけども、私たちはその投資額がいくらかかるのか、それからそれに対
する職員の時間がどれくらいかかってされてどうなのかという費用対効果と言われますけ
ども、その具体的な数字が何も分かりません。

それで、できない、できないということではなくて、そういう可能性も含めてやれると
ころを検討してもらいたいという提案ということで捉えてもらいたいんですけども、そう
いう窓口のシステムを職員の方が研究をして作ったという自治体もあるようにネットでは
出てます。そういった努力をして、その人たちはその利用料をほかの自治体に売ってるよ

うな話もあります。そういう事例もある中で、その辺を町に取り入れることができるのであればやってみていただいた方がいいんじゃないかという思いで、そのできない理由はいろいろあるかと思いますし、反対もあるかと思いますが、その辺を提案したいというところをお願いしたいと思っています。

それで、ちょっと話は変わるんですけども、その所要時間が、私は総務文教の方でやっていますもんですから、今コミュニティの問題がちょっと問題になっていて、窓口に転入された方が来られたときに、手続き時間が長いから、ようこそ久山へという行政区に入りましょうというパンフレットの説明が十分できてないという話があるもんですから、もしそういう手続き時間が早く終われば、そういうパンフレットを十分に説明して、ぜひ入ってくださいという一言が言えるんじゃないかなろうかという思いです。それについてそういったことで短縮できれば、もう2時間もかかってからそれをまた説明しようとしても、もういいです、後で読んでおきますとなるんじゃないかなろうかと思うんですね。その辺を踏まえて、取り入れるところがあるのかないのか、そういったことを努力するのかしないのか、そういう考えについてお聞きしたいと思いますですが、どうでしょうか。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） ちょっと2時間というのが、本当に現状としてあっているのかどうかっていうのは、分からないのが現状だと思います。その人、その方によって状況は違うというのは、先ほど課長の方から説明をさせていただきました。

それで、私の説明的に、今でも例えば私が就任してかなりDX化を進めています。以前まではコンビニで住民票も印鑑登録も取れませんでした。これに対して費用がかかるからというのが以前まででした。でも、これは私は一般的に暮らしていく上で必要な投資だと思って判断してしています。

ですから、ほかのことも入れてますが、実際にやるべきことについてはどんどん出しています。だから、そこは改善があることについてはやっていきたいと思いますし、住民の皆さんが来られても、できるだけ必要のないものは省いていかなきゃいけないし、変わるものはやっていかなきゃいけないというのは、職員とも共有していますので、今言うようなご指摘いただいている面について、また住民の皆さんからお声がある分については、改善をしていくっていうことは大前提にあるというので、そこは私の方が最初に説明をすればよかったなと思っています。

それで、今後もそういうものをしていきながら、住民の皆さんが役場に来たからといって、そういうふうに不便がある部分については解消はしなきゃいけないというのは認識がありますので、今言っていたご意見も含めて検証をしていく、そして変えられる

ものは変えていくっていうふうにしてますので、できない理由を並べてるわけではないというふうにご理解いただきたいと思いますので、またいろんなことで議会も含めて改善できるものはやっていきたいと思います。

一方で、ちょっと相反する考え方になりますけど、今までと同じように簡略化していったりそちらに流れていったところに、全部の多くの自治体の中で、それから核家族化が進んだり地域コミュニティが崩壊していったりっていうこと、これも含めた上で久山町としてはそこに少し一步疑念を持つというか、そういう考え方も一方必要だと思います。

例えば事例で言うならば、工業、経済が中心で来たのに、今は環境が大事になったというような話。要するに、やっぱり価値観が変わってくるというところもありますから、その面については、一方でこれを見ていくっていうのは、久山町だからこそできることではないかなと思っていますので、住民の皆さんに不利益になったり迷惑になることっていうのは、まず改善をするっていうことだけは、そういう方針でいますので、そこを説明をさせていただきたいと思います。

○議長（山野久生君） 阿部恒久議員。

○7番（阿部恒久君） ありがとうございます。ぜひその方向で改善できるところはやっていただくということでお願いしたいと思います。

窓口業務については、入ったときに、右側は確かに照明が明るくて見通しがワンフロアでいいなと思うんですけども、左側の廊下、ぜひ総務課長、確認していただければと思うんですけど、やっぱりちょっと暗いと思うんですね。だから、その辺も含めていろんな改善ができるというところで提案させていただきました。またよろしくお願いします。

では、次の2番目の質問です。

高齢者の熱中症対策についてお伺いします。

高齢者は、加齢によって体温調節機能が低下し、暑さを感じにくくなるほか、喉の渇きにも鈍感になる傾向があります。さらに、在宅時間が長い高齢者は、エアコン使用を抑える傾向があり、熱中症が発生しやすい状況にあると言われています。このため、国の熱中症対策行動計画でも、地方自治体による地域の取り組み強化と高齢者の予防行動の徹底が重要と位置付けられています。そこで、本町の現状と取り組みについて質問いたします。

①昨年度、本町において熱中症で救急搬送された人数のデータがあるかどうかということでお聞きします。

○議長（山野久生君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 南部消防本部よりいただいたデータではございますが、令和7年度に熱中症と思われる症状で救急搬送された件数は15件となっております。

以上です。

○議長（山野久生君） 阿部恒久議員。

○7番（阿部恒久君） ありがとうございました。

②番にいきます。

それでは、75歳以上で独り暮らしの世帯数のデータはあるかということでお聞きします。

○議長（山野久生君） 福祉課、今村課長。

○福祉課長（今村春美君） お答えいたします。

独り暮らし世帯数のデータはございます。福祉課では、対象を65歳以上とした独り暮らし世帯の名簿を保有しています。この名簿を基に、主に新たに70歳になられた世帯やサービスを受けていない世帯に対し地域包括支援センターの職員が戸別訪問をし、健康状態の把握や生活の困り事などをお尋ねし、必要な方は支援につなげています。ご質問の75歳以上の独り暮らし世帯数は、令和8年4月末で約300世帯となっております。

以上です。

○議長（山野久生君） 阿部恒久議員。

○7番（阿部恒久君） また、質問には書いてないんですけども、先ほど15件熱中症で搬送されたというデータがあったと思うんですけども、聞きはしませんが、一応その中で高齢者の人が何人かというのは、もし調べられれば調べられるというふうに理解します。

そういった上で、要するに高齢者の方の熱中症についてお聞きしてるわけなんで、その辺の一応15件あるということを確認した上で、次の質問を続けたいと思ってます。

それで、③番目ですけども、熱中症警戒アラート等の情報を活用した町民への周知や注意喚起はどのようにしてるかということをお聞きします。

○議長（山野久生君） 健康課、山本課長。

○健康課長（山本恵理子君） お答えします。

熱中症は、命に関わる重大な健康被害を引き起こすおそれがあることから、本町においても予防啓発に努めております。昨年度は6月から9月に月2回、防災無線を活用し町民の方への注意喚起を行っており、今年度につきましても同様に行う予定としております。また、高齢者をはじめとする熱中症リスクの高い方々に対しては、保健師や地域包括支援センターの職員による訪問や相談の機会や高齢者が集まる場での講話を通じて、小まめな水分補給や適切なエアコンの使用などの熱中症に対する注意喚起を行っております。それに加えて、熱中症警戒アラートなどの情報を活用し、LINEやdボタン広報誌などで、よりきめ細やかに行っていく予定としております。今後も関係機関と連携しながら熱

中症予防に関する情報発信の充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（山野久生君） 阿部恒久議員。

○7番（阿部恒久君） きめ細やかに対応されてると思います。熱中症は、非常に危険な病気
というか、症状なもんですから、ぜひそういうのを続けていただければと思ってます。

それで、④番目ですけども、地域の見守り活動についてはどのようになっているかという
ことでお聞きします。

○議長（山野久生君） 福祉課、今村課長。

○福祉課長（今村春美君） お答えします。

本町の一般的な高齢者に関する地域の見守り活動についてご説明いたします。

地域の見守り活動は、大きく三つの仕組みを柱に展開をしております。

一つ目は、民生委員、老人世帯巡回などによる訪問での見守りです。独り暮らし高齢者の
情報を基に地域包括支援センター職員が戸別訪問を行い、継続的な見守りが必要と判断
した場合、頻度によって役割を分担しています。見守りの頻度が月に1、2回程度であれ
ば民生委員さんへ、週1回程度の高い頻度が必要であれば老人世帯巡回員につなげていま
す。老人世帯巡回は、久山町社会福祉協議会に委託をして実施している事業です。

二つ目は、地域一体となったさりげない見守り体制です。地域で気になる方々の状況確
認や見守りの課題について、年2回、行政区ごとに情報共有の場を設けています。見守り
ネットワーク会議と呼ばせていただいています。区長をはじめとする行政区の役員さんや
シニアクラブの役員、民生委員、ボランティアの見守り協力員、社会福祉協議会の職員な
どにご出席をいただき、情報交換を行っております。この地域住民のさりげない見守りに
よる気づきの目を増やすことを目的に、社会福祉協議会では見守りボランティアの養成と
登録を推進しています。

三つ目といたしまして、民間協力機関による見守りです。現在8団体と協定を締結し、
普段の業務や活動の中で異変に気づいた際には、必要に応じて地域包括支援センターや警
察に通報するなど、共通意識を持って実施していただいております。

熱中症を予防する取り組みとしては、一つ目の地域包括支援センター職員や民生委員、
老人世帯巡回による訪問の際、単なる安否確認にとどまることなく、水分補給の推奨やエ
アコンの適切な使用を強く促すなど具体的な予防行動への声かけを行っており、今後も徹
底してまいります。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 阿部恒久議員。

○7番（阿部恒久君） 私が思った以上にいろんな対策が取られてるなというふうに感じます。

ただその中で、次の質問とも関係するんですけども、中学校の総合学習では防災がテーマになってると思いますけども、見守り活動を取り入れたらどうかということでお聞きするんですけども、先ほど75歳以上の世帯が300世帯というふうな話がありました。それで、民生委員さんの数も18人ぐらいですかね、そういったところで、もしその300世帯が全部ではないということだと思うんですけども、でも可能性としてはどうなるか分からないという意味では、非常に18人の方が全員を担当するというのは難しいと思うんですよね。そういった中に、さりげない見守りということで、地域の見守りネットワークというのがあるということですけども、そういったことから、中学生の活動の中にそういったのを取り入れて巻き込んでいったらどうかというふうに思うんですけども、その可能性についてはいかがでしょうか。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） その件については、教育長の方から回答をいたします。

○議長（山野久生君） 重松教育長。

○教育長（重松宏明君） 高齢者の健康状況の把握を考えた見守り活動は本当に大事なことだと思いますけれども、学校の教育活動として教育課程の中に入れていくことは、またそのことを教育委員会が学校に活動を入れるように促すことは、難しいです。

全国の学校の中では、特に離島など小さな学校区の中で、学校や地区の連絡物を持っていくことを兼ねて高齢者とのコミュニケーションを大切にしようとしている地域はございます。ただ、子どもたちの安全面、それからさまざまな個人情報の確保、それから犯罪を誘発するリスクが高まることにもなります。子どもがいろんなお年寄りの状況を見て、精神的なダメージを受ける場面に出くわすこともないとは限りません。そのさまざまなリスクから、教育現場では今回ご提案いただいているような活動を行う是非については、慎重に検討されているというような状況でございます。

以上です。

○議長（山野久生君） 阿部恒久議員。

○7番（阿部恒久君） よく分かりました。

ただ、私がちょっと単純に思った、いろんな教育的な配慮とかがあると思うんですけども、先ほど永松議員の質問にあった交通事故、子どもたちを若い頃から教育するというか、そういったこともあったんですけども、生徒たちを参加させることによって、その活動を親に話すと思うんですね。親がそれでまたそういう見守りとか高齢者の独り暮らしの

方について関心を持つと、そういった連携がコミュニティの活性化といいますか、そういったことでつながっていけばなという単純な思いで、そういう巻き込みができないかなという思いでした。ただ、先ほどちょっと社協の方でボランティアの登録といいますか、そういうこともあったというふうに聞きますけども、もしそういうところで年齢的な制限がないのであれば、ぜひ中学生なんかもボランティア活動ができるような取り組みもあっていいのかなと、ちょっと制限があるかどうかは分かりませんが、そういったことでお尋ねしました。いろんな取り組みに制限があるということは理解しましたので、もし検討できるようであればそういう話もしていただければと思います。

それでは、次の質問ですけども、先ほどもネットワークの話が出たんですけども、ちょっとかぶるかもしれませんが、3番目の各家庭を訪問し異変を発見する可能性のあるライフライン企業、例えばプロパン業者とか宅配、新聞、郵便等と町が見守りに関する協定などについて提携してるのかということでお聞きします。

○議長（山野久生君） 福祉課、今村課長。

○福祉課長（今村春美君） お答えいたします。

日頃の見守りとして、現在8団体と協定を締結しています。団体とは、先ほど議員の方からもありましたが、新聞販売店や郵便局、電気事業者、ガス事業者、それから生活協同組合、生協ですね、損害保険会社や警備会社などです。これらの団体の皆さまには、日頃の業務を通じまして、高齢者宅を訪問された際、郵便物がたまっていることや、あるいは電灯が長時間点灯したままになっているなど何らかのいつもと違う異変に気づかれた場合に、速やかに地域包括支援センターへ連絡してもらうように協力をいただいております。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 阿部恒久議員。

○7番（阿部恒久君） すいません、もしお答えできるんだったらお願いします。

今の8団体の中で、実際に通報があったというのはあるんでしょうか。

○議長（山野久生君） 福祉課、今村課長。

○福祉課長（今村春美君） お答えいたします。

数年前に新聞配達員の方から、早朝にもかかわらず電気がつけっ放しだということでご連絡を受けたケースがございました。そちらのご家庭は、近所の方からもごみがたまっていて気になるようなご家庭ということで相談を受けてたんですが、なかなか介入のきっかけがなかったんですが、この通報を基に訪問をしまして、支援につながったというケースがございました。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 阿部恒久議員。

○7番（阿部恒久君） ありがとうございました。

それでは、次の質問です。

⑤番目の1です。クーリングシェルターとしての居場所の提供についてどういうふうに取り組んでるかというふうにお聞きします。

クーリングシェルターというのは、熱中症特別警戒アラートが出た際に自治体が開放する冷房完備の指定暑熱避難施設で、誰でも一時的に暑さをしのげるという場所ということだそうです。そういったことについての提供がどうなってるかお聞きします。

○議長（山野久生君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

ただ今議員さんの方からもご説明がありましたとおり、ご質問のクーリングシェルターでございますけれども、こちらは気候変動適応法で位置付けられました指定暑熱避難施設と言われる施設でございます。市町村長は、基準に適合する施設を指定することができるというふうに規定されております。指定されました施設につきましては、熱中症特別警戒情報、いわゆる熱中症アラートが発表された場合は、施設の開放を義務化するという内容になっております。また、指定の手続きとしましては、施設管理者の同意を得た上で協定書を締結し、施設の名称、所在地、開放可能日、そして受け入れ可能人数等を公表することとなっております。

現在町の方としましては、現時点でそのクーリングシェルターの指定は行っておりません。当初指定の検討を行った時点では、対象と考えられます施設が限られておりましたこと、それでまたその施設自体が営業時間につきましては常に開放され、どなたでもご使用になれる状態、いつ行っても涼める状態にあったということで、指定という形までは取っておりませんでした。ただ、その時点からの時間の経過、そして年々環境等も変わってまいっております。ですから、現在今年度の今年の夏につきましても、対策等については検討を行ってるところでございます。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 阿部恒久議員。

○7番（阿部恒久君） 諸般の事情があつてクーリングシェルターの指定がされてないということだと思うんですけども、それであれば、次の2番の質問ですけども、各行政区の集会所を月に何日か開放するというふうなことはできないかということでお尋ねします。

○議長（山野久生君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

ただいまご質問いただきました行政区の集会所につきましては、現在地域活動でありますとか自治会の運営のために各行政区で管理、運営をお願いしてるところでございます。その施設の利用の方法につきましては、各行政区の判断、区長さんを中心としまして行政区の判断でご使用いただいと、コミュニティを中心に活動いただいとという内容でございます。どうしても施設の使用等になりますと、開放してる間の管理する人的な問題等もございます。そういったものを考えますと、行政区の方にそういった負担等も含めたところをお願いするというのは、現時点では難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山野久生君） 阿部恒久議員。

○7番（阿部恒久君） 行政区の集会所は、例えば公共施設が久山の場合、点在するわけじゃないので、行きやすさと、あとは例えば自宅でクーラーがどうだという家庭環境もあるかと思えますけども、一番行きやすいのは地域の集会所じゃなかろうかと思うんですね。そういった意味で、行政区に負担ということもあるかもしれませんが、その負担を軽減してやれる対策等があれば、一番身近なのは集会所で、例えばそこで何人かが寄って話をする時間帯をつくってるから来てくださいとかということも考えられないのかなという思いがありますけども、その辺のハードルの高さというのを、例えば行政区長と話し合ってみるという機会はないんでしょうか。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） これだけ温暖化が進んで熱中症というのが増えてるわけですから、これはこのシェルター以外の問題も含めて住民、区民の皆さんの対策としてということで、区長とそういう意見交換をしていくっていうのは、一つありだと思ってます。

以上です。

○議長（山野久生君） 阿部恒久議員。

○7番（阿部恒久君） ぜひそういった取り組みを含めて検討していただければと思います。それでは、次の質問ですけども、⑥番ですね。

国は補正予算で夏の電気代を補助するということも聞こえてきますけども、町として例えば一定の条件の下でクーラーの設置補助をするようなことは考えられないかということでお聞きします。

○議長（山野久生君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、熱中症対策で熱中症の発症で一番多いのは、クーラーをつけないということですね。クーラーをつけない方が多いと。だから、普及啓発はまずクーラーをつけなきゃいけない。ただ、やっぱり一番多いのは、電気代を高齢者の方は気にされた

りとかかります。すると、自分が実際感じないうちに熱中症になってしまうということもあるということですから、一番大事なのはそこの普及啓発だと私たちは思ってます。

それで、県内で、これは60ありますけど、私が知ってる団体でも2団体ぐらいしかその補助というのは一定程度やってないのかなと、分かってる範囲でですね、やっています。

それはなぜかという、一つはさまざまな条件下の中で設置費を補助していきなきゃいけないという問題ですね。それはなぜかという、世帯によって違ってきますし、そういう問題と、もう一つはやはりどこまでが福祉政策も含めて公平なのかということの判断がすごく難しいということだと思いますので、今のところ私たちの久山町としてはそこについての設置補助というのは考えてはいません。ただ、そういう物価高騰に伴い、そういうことにつながるものについては対策を練らなきゃいけないんじゃないかなというふうに思ってます。財源の状況からも考えると、そちらの方が有効的じゃないかと私も判断しています。

以上です。

○議長（山野久生君） 阿部恒久議員。

○7番（阿部恒久君） ありがとうございます。なかなか難しいとは思いますが、ただ、国が電気代補助をするということですから、そういったことを含めて、その分を施設の投資に充てるというふうなことも一つかと思しますので、ありがとうございました。

それでは、最後の質問でございます。

災害時協力井戸制度のその後についてということですが、令和6年9月定例会の一般質問で、災害時協力井戸制度について提案をしました。その後、町民に災害時の井戸の提供についてアンケート調査がなされ、防災官が中心となってアンケートに回答されたご家庭の現地調査もされていると認識しています。その後、制度の運用について情報発信がないので、何か問題があるのかということで質問をさせていただきます。

○議長（山野久生君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 災害時協力井戸制度の制定に向けましては、令和7年1月下旬から4月初旬の間、町内の既設井戸に関する基礎調査を実施しまして、町内に約87カ所の既設井戸が存在することを把握するとともに、井戸所有者の同意を得た約37カ所の井戸について、現況確認および井戸使用の協力への意思確認を行いました。調査の結果、町内では37カ所中32カ所の井戸所有者から同意が取れ、災害時に生活用水の一部を確保する手段となり得ることを把握し、本町においても災害時協力井戸制度を制定、運用する基礎があることを確認したところで。

この調査結果を踏まえまして、災害時井戸制度に係る要綱の作成、並びに標識作成のた

めの予算確保など、制度制定に向けた諸準備を推進してまいりました。令和7年度末までに要綱策定や標識の発注、完成をしておりますので、順次標識設置と災害時協力井戸制度の運用開始を町民の皆さまにお伝えできるものと考えております。

なお、災害時井戸に関する制度に要する要綱につきましては、令和8年3月に制定をしておりますので、順次この標識等の設置、それからGIS等への井戸の場所、こちらの表示等を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山野久生君） 阿部恒久議員。

○7番（阿部恒久君） 順調に進んでるというか、私の認識では今年度の4月1日にできるんじゃないかという何か回答も得たというふうな記憶があるんですけども、ほぼその予定で進んでるということなんで、ぜひそれは今後災害がどういうふうな形で起こるか分からないということで、一つ安心な制度になるかと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（山野久生君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野久生君） 異議なしと認めます。従って、本日はこれで延会とすることに決定しました。

本日はこれで延会にします。

~~~~~ ○ ~~~~~

延会 午前11時50分